

D 個人型 C 厚年基金の後継制度として注目 老後資金形成支援の位置づけ

社会保険 遠藤 忠彦

厚年基金の後継制度として注目

厚生年金基金の加入事業所の脱退後や解散後の選択肢には様々なある(5月1日号参照)の中で、中でも確定拠出年金(DC)が注目されている。中小企業には使いつらと言われているが、財務的に負担が軽くなることから普及し始めている。この制度は2001年に始まり、13年あまりかけて徐々に普及している。

今回は、DC制度の現状、様々な選択肢のメリット、個人型DC制度の現況、DC制度には企業型と個人型の2種類がある。前者は企業が主に拠出し、規約に定めれば従業員も拠出できる(マッチング拠出という)。

後者は、企業年金のないうちに勤める従業員や自営業者などが加入できる。企業型の加入者数は、506・7万人(2015年2月末)で、順調に増加している。規約数は4635件(15年3月末)、1件で多くの中小企業が加入する総合型の制度がある。企業数は1万9832社に達する。

企業規模別の内訳は表の通りだが、6割近くが従業員10

人未満の中小細心企業である。企業数は多いが、元々の企業数は多くに多いので、普及率はわずかである。個人型の加入者数は約21万人で少ない。運用資産は7兆円を超えている。マッチング拠出を採用している企業数は4578社で、全体の4分の1程度である。

中小企業にとって、投資教育や継続教育の実施は難しい。その中で従業員にリスクを負わせることに抵抗がある。60歳まで原則引き出せないこともネックである。中小企業に使用していると言われる中で、様々な工夫が凝らされ、厚生年金基金からの後継制度として注目されている。

なぜ確定拠出年金が注目されているのか。A DC制度の特徴は、従業員の運用次第で給付が変わることである。また、退職金の前払いがD C制度の加入かを選

択できる。事業主のメリットとして、事業主のメリットは、事業主の負担が軽減されることである。また、退職金の前払いがD C制度の加入かを選

択できる。事業主のメリットとして、事業主の負担が軽減されることである。また、退職金の前払いがD C制度の加入かを選

確定拠出年金法改正の検討進む

確定拠出年金へは、どのように移行するのかが、基金が解散してからDC制度に移行する場合を考慮してみよう。年金受給者は解散による分配金で清算となり、DC制度に資産を持ち込むことはできない。

加入者については、事業所単位で分配金があれば持ち込みが可能である。解散前に任意脱退した場合、その分配金を脱退後一定期間以内であれば、DC制度に移行可能となる。

法改正前は、基金に積立不足があると移行できなかったが、積立不足が

その他、継続投資教育の努力義務化や、従業員に提示する運用商品数を制限することが提案され

ている。運用商品の提供では、元本確保商品預金等保険商品を1つ以上入れることとなっているが、この規制をなくし、リスククリターの異なる3つ

以上の商品の提供義務だけを残している。現状の6割が元本確保商品を選んでいることから、利回りが大変低い状態になっているのを改善

して、長期運用に適した商品を選んでもらうようにしている。また現在、拠出限度額は月単位だが、年単位として拠出しやすくする内容も含まれている。これらが実現すれば、国民の老後資金形成に有効だが、中小細心企業にとって制度の選択が困難

低利回り改善で、長期運用商品へ

確定拠出年金法の改正が検討されている。だが、どのような内容か。A 公的年金や厚生年金基金の縮小により、私

者の場合は、設立時の届け出書類を半分に省略することと手続きを従

来、事業主(企業の担当者)が厚生局に出向いて事前相談や届け出などを行う必要があるが、この

実施時期は、法律の公布から2年以内となっている。システム対応などが必要となるためであ

る。以前の適格退職年金のような手続きの簡便さと、個人型DCの企業年金化が進むと思われる。また、個人型DCに加入できなかった第3号被保険者(専業主婦など)、企業年金加入者や公務員も加入できるようになる

このことにより、転職時や専業主婦になった時にDC制度への拠出を継続でき、老後資金形成に役立つ。

労使合意があり、規約に定めれば、企業型DCと個人型DCの両方に入ることができる。実施時期は2017年1月と予定されている。

(表) 確定拠出年金企業型の実施状況 (2015年2月末現在)

従業員数	規約数 (件)		企業数 (社)	
	件数	割合	件数	割合
99人以下	647	14.1%	11,286	58.0%
100人～299人	1,408	30.8%	4,343	22.3%
300人～999人	1,405	30.7%	2,531	13.0%
1000人以上	1,117	24.4%	1,314	6.7%
合計	4,577	100.0%	19,474	100.0%

(出所: 厚生労働省)

確定拠出年金(DC)が注目されている。中小企業には使いつらと言われているが、財務的に負担が軽くなることから普及し始めている。この制度は2001年に始まり、13年あまりかけて徐々に普及している。

今回は、DC制度の現状、様々な選択肢のメリット、個人型DC制度の現況、DC制度には企業型と個人型の2種類がある。前者は企業が主に拠出し、規約に定めれば従業員も拠出できる(マッチング拠出という)。

後者は、企業年金のないうちに勤める従業員や自営業者などが加入できる。企業型の加入者数は、506・7万人(2015年2月末)で、順調に増加している。規約数は4635件(15年3月末)、1件で多くの中小企業が加入する総合型の制度がある。企業数は1万9832社に達する。

企業規模別の内訳は表の通りだが、6割近くが従業員10

人未満の中小細心企業である。企業数は多いが、元々の企業数は多くに多いので、普及率はわずかである。個人型の加入者数は約21万人で少ない。運用資産は7兆円を超えている。マッチング拠出を採用している企業数は4578社で、全体の4分の1程度である。

中小企業にとって、投資教育や継続教育の実施は難しい。その中で従業員にリスクを負わせることに抵抗がある。60歳まで原則引き出せないこともネックである。中小企業に使用していると言われる中で、様々な工夫が凝らされ、厚生年金基金からの後継制度として注目されている。

なぜ確定拠出年金が注目されているのか。A DC制度の特徴は、従業員の運用次第で給付が変わることである。また、退職金の前払いがD C制度の加入かを選

択できる。事業主のメリットとして、事業主の負担が軽減されることである。また、退職金の前払いがD C制度の加入かを選

択できる。事業主のメリットとして、事業主の負担が軽減されることである。また、退職金の前払いがD C制度の加入かを選



えんどう ただひこ 早大卒、社会保険労務士。国内生保、外資系コンサルティング、信託銀行の企業年金部門を経て2014年11月、「遠藤年金労務コンサルタント」を開業。17年間の企業年金業務の経験を生かして、執筆・講演の他、年金福利厚生や労務問題の企業のサポートを行っている。著書に「Q&Aこれだけは知っておきたい確定拠出年金(近代セールズ社)がある。」